

令和2年度事業報告

「社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会」（以下「当協会」という）は、昭和52年7月の設立以降、40年以上にわたり、多くの分野で障がい者の「自立と社会参加」を促進するための事業に取り組んできました。

この間、「経営組織のガバナンス強化」や「事業運営の透明性の向上」などに取り組むとともに、多様化・複雑化する利用者のニーズに対応したサービスの提供と効果的・効率的な経営を目指し、「障がい者のスポーツ振興」、「更生療育センターの運営」、「障がい者の就労支援施設の管理・運営」、「障がい者の相談支援などの事業」の4つの分野において事業を展開してきました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当協会においても、多くの施設・事業において、休館や事業内容の変更などの対応を余儀なくされました。

当協会としては、利用者や職員、その家族の命と健康を守ることを第一義として感染防止などに取り組むとともに、関係機関との連携・連絡を密にして、特別措置法に基づく緊急事態宣言やそれに伴う緊急措置などを踏まえ、できる限りサービスの継続を図れるよう努めてまいりましたが、収支面において厳しい決算となった事業所もあります。

それぞれの分野ごとの主な事項については以下のとおりです。

障がい者のスポーツ振興について、スポーツセンターは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため6月7日まで臨時休館し、再開後も利用制限をし開館時間を短縮したこと、さらに改修工事によるプールの休室等の影響により、昨年度に比べ、利用者数は大幅に減少しました。年間延べ利用者数は長居障がい者スポーツセンターで約3万8千人、舞洲障がい者スポーツセンターで約3万9千人、両センター合わせて約7万7千人に留まり、昨年度の約53万8千人に比して、約86%の減となっています。

両センターにおいて、「障がいのある誰もが、スポーツを楽しめる環境の提供」を目的として実施している「スポーツ教室」「スポーツ大会」「交流事業」等、地域に出向いて身近な施設でスポーツを楽しんでいただく「障がい者スポーツ・レクリエーションひろば」、各イベント等の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止もしくは、内容を変更して開催しました。

そのため、コロナ禍で来館していただくことが困難な障がい者に自宅等でス

スポーツを楽しんでいただけるよう、30種類の「簡単トレーニング」動画の配信、オンラインでのスポーツ教室の開催等、様々な情報ツールを活用した事業にも新たに取り組みました。

また、両センターの開館状況やスポーツ教室等の事業、動画配信等について、HPだけでなくSNSを活用し、より迅速な情報発信に取り組みました。

全国障害者スポーツ大会並びに大阪市障がい者スポーツ大会、大阪市スキー教室及び国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会など主要事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となりました。

東京パラリンピックに向けた選手強化については、昨年度に引き続き、文部科学省からボッチャ競技におけるNTC競技強化拠点施設の指定を受けた舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、強化選手や育成選手の強化合宿等が行われました。

更生療育センターについては、障がい者・児の訓練・療育の拠点施設として、その機能を発揮することができました。また、発達障がいのある子どもに対する大阪市の専門療育機関業務の受託実施や高次脳機能障がいへの訓練を取り入れるなど、多様なニーズの変化に対応しながら、専門的支援に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、利用者・家族・職員を感染から守るため、様々な状況を想定した準備と対応についてのマニュアルを策定し、職員にその徹底を図りました。

運営状況を利用率で見ますと、新型コロナウイルス感染症による利用自粛による影響で、「更生部門」では、施設入所支援の利用率が73.8%（昨年度比約17%の減）、日中の訓練の利用率が85.9%（昨年度比約9%の減）、「療育部門」では福祉型児童発達支援センターとして通園利用率が77.8%（昨年度比約12%の減）とそれぞれ大幅に減少しましたが、経費縮減に向けた取り組み等により、更生療育センター全体としての収支は若干の黒字決算となりました。

就労支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されましたが、厚生労働省や各指定機関からの通知に基づき在宅での利用を希望される方に作業活動・訓練等への対応を行うことで、利用率の確保を図ることができ、収支面では多くの事業所で黒字決算となっています。

就労移行支援の4事業所では、定員合計が62名で、年度末契約者数は56名と、昨年度と同数となっています。

また、就労継続支援B型事業所では、利用希望を受けて可能な限り多くの利用者と契約して支援を行っており、7事業所の定員の合計は218名で、年度末契約者数は268名となっており、昨年度の260名から8名増加しています。

企業への就職につなぐことができたのは、合計32名（昨年度は34名）となっています。また就労定着支援事業は4事業所で実施し、利用者は55名（昨年度は57名）となっており、その方々に定着のための相談支援を行いました。

舞洲就労支援所については、公の施設としては一定の役割を終えたとして、令和3年3月31日をもって廃止されました。

利用者については、一般就労、他事業所への移行などに向けて個々に支援を重ね、関係機関とも連携を図りながら対応を進め、適切な進路に繋げました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による支援学校の修学旅行の自粛や強化合宿の中止などにより宿泊者が大幅に減少し、収支状況は厳しいものとなりました。

職業リハビリテーションセンターについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訓練の開始が6月にずれ込み、面接や実習が延期となるなど就職活動に大きな影響がありました。このため、訓練終了時の未就職者がこれまでで最多の18名となりました。

職業指導面では、従来の職務スキル向上の訓練に加え、各コースで、社会人になった時に必要な知識を学ぶ講座を集中的に企画し実施しました。

また、移動困難な重度の障がい者を対象に在宅での職業訓練を行う「ICTテレワーク科」を10月に開設しました。

また、「在宅就業支援体制モデル事業」については、在宅就業を希望する68名の方に、企業等から発注された仕事のマッチングを行いました。

「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」については応募者が減少傾向にあり、訓練コースを縮小し、9コース、33名をコーディネートし実施しました。また、近年の傾向である在職者訓練のニーズに対応し、来所による訓練や指導員を派遣する形での訓練を実施しました。

職業指導センターについては、2年間の訓練を経た総合流通科の修了生15名の内14名がサービス業や事務職等に就職することができました。また、今年度から府の委託訓練事業として取り組んだ、知的障がい者を対象とした「介護職員初任者研修科」では、10名が修了し9名が資格を取得し、内6名が就職しました。

なお、いずれのセンターにおいても、就職に至らなかった訓練生については、引き続き支援を行っています。

障がい者の相談支援などの事業についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会や講演会の中止がありましたが、リモートでの実施などの対応も行いました。

障がい者就業・生活支援センターについては、市内7地域センターでの窓口相談を通じ、企業就業を希望する障がい者や家族、関係者の相談を受け、必要に応じて、企業を含む様々な社会資源と連携した活動を行いました。

また、7地域センターとはリモートや少人数での対面会議を適宜取り入れて必要な情報交換や連絡調整会議などを実施し、情報共有や支援業務の連続性の維持を図りました。

7地域センターにおける相談支援の実績については、来所等で相談を要望される方の総数はほぼ横ばいでしたが、実習あっせん、就職件数、定着活動の実数は大きく落ち込んでいます。

発達障がい者支援センターについては、発達障がい児・者、家族及び関係機関などからの多様な相談に対して助言、情報提供などを行うとともに、関係機関と連携して諸事業を実施しています。年度当初、対面での事業が行えなかったこともあり、相談支援の実支援人数は昨年度の846名から729名に減少しました。年齢層別で見ると成人期の相談割合は引き続き漸増傾向にあります。

また、地域サポートコーチ事業により、啓発・研修や機関支援の強化を図っており、研修会・講演会については、オンラインでの開催も含め、全体として参加者は減していますが、試行錯誤しながら実施しました。ペアレント・トレーニング連続講座やソーシャル・スキル講座では、講師派遣をした研修会、勉強会を含めると、延べ203回となります。機関支援については、私立保育園や成人期の支援機関などを対象として講師を派遣し、実施回数は延べ104回となっています。

障がい者相談支援研修センターについては、相談支援専門員を対象とした研修や障がい者理解のため、集合型の研修開催に替えてオンライン配信による講演会の開催を行うなど柔軟に対応を行い、普及・啓発事業などに取り組んでいます。特に、市民啓発事業の一環としての「あいサポート運動」では、講師派遣を希望する研修開催が減ってオンライン配信等も行いましたが、今年度は年間19回の研修会の開催となりました。

また、引き続き、大阪府から「相談支援従事者研修事業者」として指定を受け、初任・現任の相談支援従事者研修を行い、修了者は合計で834名となっています。

早川福祉会館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月31日まで休館し、その後、感染防止に配慮しながら運営しましたが、貸室利用者は昨年比で約49%減の年間延べ2万4千人になりました。

1階のラウンジ「ほほえみ」については、座席数の減やアクリル板の設置、消毒など感染防止策を徹底して運営を行いました。

当協会の職員の資質向上の取り組みとしては、全職員を対象とする人権研修について、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、はじめてオンライン配信により実施し、全員が受講しました。

令和2年度の主な事業の実施状況は以上のとおりです。

法律・制度や障がい者のニーズ、社会・経済状況など障がい者を取り巻く情勢は大きく変化しており、大阪市に関わる行政制度の改革など、当協会を取り巻く状況も大きく変わる可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症は、これからの社会の在り様を大きく変え、制度・仕組みにも変容をもたらすことが考えられます。

当協会としては、これらの状況の変化を見極めながら、協会の施設・事業のあり方について検討を行い、引き続き、「健全で安定した事業運営」、「発展的な事業運営」、「将来像を踏まえた事業基盤の構築」の三つを柱として、質の高いサービスの提供、自立的・安定的な事業展開に取り組んでまいります。